

## 平成26年度鎌ヶ谷市予防接種委員会次第

日時：平成26年6月26日（木）

14時30分～

場所：総合福祉保健センター

4階会議室

### 1 委員紹介

### 2 議事

(1) 委員長選出

(2) 副委員長選出

(3) 会議の公開

(4) 会議録署名人の選任

(5) 鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準について

### 3 その他

## 鎌ヶ谷市予防接種委員会委員名簿

区分（所属）	役 職	委 員 名	よみがな
1号委員  （鎌ヶ谷市医師会）	副会長	石川 広己	いしかわ ひろみ
	顧問	中井 愼雄	なかい よしお
	公衆衛生担当理事	畑 衛	はた まもる
		引田 満	ひきた みつる
2号委員  （習志野健康福祉センター）	センター長	新 玲子	しん れいこ
	疾病対策課長	池田 紀子	いけだ のりこ
3号委員  （鎌ヶ谷市役所）	生涯学習部長	山口 清	やまぐち きよし
	健康福祉部長	望月 忠	もちづき ただし
	健康増進課長	菅井 智美	すがい さとみ

委嘱期間 平成27年9月29日まで

鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱

制定 昭和 5 5 年 4 月 1 日訓令第 3 号  
改正 昭和 5 9 年 3 月 1 3 日訓令第 号  
昭和 6 0 年 6 月 1 7 日訓令第 1 6 号  
昭和 6 3 年 8 月 1 7 日訓令第 9 号  
平成 3 年 7 月 8 日訓令第 1 1 号  
平成 6 年 4 月 1 日訓令第 5 号  
平成 2 3 年 2 月 1 0 日告示第 1 3 号  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日訓令第 8 号

( 設置 )

第 1 条 市が行う予防接種に関する調査研究機関として、鎌ヶ谷市予防接種委員会(以下「委員会」という。)を置く。

( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、予防接種法(昭和 2 3 年法律第 6 8 号)に定める予防接種(以下「定期接種」という。)に起因したと疑われる健康被害の事例について、医学的見地から調査及び審議を行う。

2 委員会は、定期接種の実施計画及び予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行う。

( 組織 )

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- ( 1 ) 鎌ヶ谷市医師会代表 4 人
- ( 2 ) 関係行政機関職員 2 人
- ( 3 ) 鎌ヶ谷市職員のうち次にかかげる者
  - ア 学校予防接種事務担当部長
  - イ 保健福祉担当部長
  - ウ 予防接種事務担当課長

( 任期 )

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

( 委員長及び副委員長 )

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(参考意見の聴取)

第7条 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、予防接種事務担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱の廃止)

2 鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱は廃止する。

附 則(昭和59年3月13日訓令第 号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し昭和57年7月1日から適用する。

附 則(昭和60年6月17日訓令第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(昭和63年8月17日訓令第9号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成3年7月8日訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱の規定は、平成3年6月1日から適用する。

附 則(平成6年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月10日告示第13号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

（平成15年2月27日 総務部長決裁）

改正 平成16年4月19日

改正 平成17年9月21日

### 第3 会議の原則公開

審議会等の会議は、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き、公開とする。ただし、当該会議の審議内容が鎌ケ谷市情報公開条例（平成11年鎌ケ谷市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第8条各号に定める情報に該当する審議内容であって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### 第4 公開又は非公開の決定

（1） 審議会等の会議の公開又は会議の全部若しくは一部を公開しない旨の決定は、次のいずれかの方法によって決定するものとする。

- ア 会議における議決
- イ 委員全員による個別の承認
- ウ あらかじめ指名された委員等による承認
- エ その他審議会等が定める方法

（2） 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前記第3に規定する非公開理由のいずれかに該当するか明らかにしなければならない。

### 第5 会議の公開方法等

#### 1 会議の公開方法及び傍聴者の範囲

（1） 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

（2） 何人も、この指針の定めるところにより、会議を傍聴することができる。

#### 2 傍聴者の定員及び決定方法

（1） 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

（2） 傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順により難しい場合は、抽選により決定することができる。

（3） 傍聴者は、審議会等の所管課に対し、傍聴を希望することを電話等の手段で、事

前に予約するものとする。ただし、事前に予約ができない場合は、会場に入るときに、傍聴者受付簿の必要事項（氏名、住所）を記載する。

### 3 会議の遵守事項

審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

### 4 傍聴者への会議資料の閲覧又は配布

会議を公開する場合は、会議資料を傍聴者の閲覧に供し、又は配布を希望する場合は、作成に要する費用を傍聴者に請求するものとする。ただし、会議資料のうち、情報公開条例第8条各号に定める情報に該当するもの及び配布に適しないものは除く。

## 第7 会議録の作成等

### (1) 会議録の作成

審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した会議録を速やかに作成するものとする。ただし、審議会の会長等が、特に必要ないと認めたものは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 出席者（委員及び事務局）
- オ 議題
- カ 発言の要旨
- キ 会議録署名人の署名
- ク その他必要と認める事項

### (2) 会議録等の公表

作成した会議録及び会議の会議資料は、情報公開条例第8条各号に定める情報に該当するものを除き、ホームページの掲載、情報公開コーナーによる保管等により、一般の利用に供するものとする。

附 則（平成16年4月19日）

この指針は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日）

この指針は、平成17年10月1日から施行する。

## 鎌ヶ谷市情報公開条例（抜粋）

平成11年3月29日条例第3号

（不開示情報）

第8条 不開示情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは他の条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

## 鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準（改正案）

## 1 目的

この基準は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種のうち、鎌ヶ谷市長（以下「市長」という。）の責任により実施する予防接種において、予防接種による事故（以下「事故」という。）が発生した場合に、事故の内容等を遅滞なく公表することにより、市民に対する情報公開の透明性を担保し、また、医療機関の自己啓発を促すことを目的とする。

ただし、他市町村医療機関における事故については、当該医療機関が所属する市町村の対応に準ずる。

## 2 市長の責任により実施する予防接種

各年度における鎌ヶ谷市定期予防接種実施要領に基づき実施する予防接種のうち、健康被害発生時に法に基づく被害救済制度又は千葉県市町村総合事務組合予防接種事故救済措置事業の対象となる予防接種とする。

## 3 公表する事故の種類

公表する事故の種類は次のとおりとする。

- (1) 市長又は厚生労働大臣への副反応報告後、次のいずれかとなった事故  
死亡に至った場合  
重篤な状態に陥った場合  
後遺症が残った場合
- (2) 有効期限切れワクチン及び注射器による接種
- (3) ワクチンの取り違い接種（削除）
- (4) ワクチン接種量の誤接種
- (5) 異なるワクチンの接種における接種間隔不足（削除）
- (6) 接種方法の誤り（筋肉注射と皮下注射の誤り及び接種部位の誤り）（削除）
- (7) 注射筒及び注射針の再使用
- (8) 集団接種における同一者への2度打ち
- (9) 被接種者の取り違い接種（削除）
- (10) その他重大な健康被害につながるおそれのある予防接種事故

## 4 公表の方法

事故の対象となった人数にかかわらず、事故の種類に応じ、次のいずれかの方法により全件を公表するものとする。

- (1) 3 - (1) の場合  
記者会見
- (2) 3 - (2) ~ (10) の場合  
報道機関への情報提供（記者発表）



## 5 公表の時期

鎌ヶ谷市医師代表理事（以下「代表理事」という。）からの事故報告後7日以内とする。

ただし、記者会見をする場合においては、原因究明に時間を要することが予想されるため、事故発生を把握した段階で、発生した事実と接種形態を公表する記者会見を行うものとする。その後、発生原因や被害救済等がはっきりした段階で、必要に応じて随時記者会見を行うものとする。

## 6 公表する内容

公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 発生した事実（日時、事故の種類、発生状況）
- (2) 発生原因
- (3) 接種形態
- (4) 今後の対策と改善状況
- (5) その他特に必要と思われる内容

## 7 公表前の事前調整

公表文書や公表日時について、市長は代表理事と事前に調整し、広報担当課を通じて公表する

## 8 記者会見時の出席者

予防接種担当部長、同課長、代表理事、鎌ヶ谷市医師会公衆衛生担当理事、その他関係職員

## 9 被接種者・家族の同意

公表する際は、被接種者及びその家族の意思を最大限に尊重し、原則として書面による同意を得た上で実施する

## 10 個人情報保護

公表内容については、被接種者及びその家族、接種医師等が特定されないことがないように十分配慮する。

## 11 基準の適用日

本基準は、平成24年4月16日から適用する。

### 附則

本基準は、平成25年4月1日から適用する。

### 附則

本基準は、平成26年 月 日から適用する。

## 国の定期の予防接種実施要領より抜粋

## 2 0 予防接種時の事故の報告

市町村長は、定期接種を実施する際、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故の発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した等の重大な健康被害につながるおそれのある事故を把握した場合には、以下の から までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を經由して、厚生労働省健康局結核感染症課に速やかに報告すること。

なお、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い事故については、都道府県が管内の市町村で毎年4月1日～翌年3月31日までに発生した事故をとりまとめの上、その事故の態様毎の件数のみを毎年4月30日までに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

予防接種を実施した機関

ワクチンの種類、メーカー、ロット番号

予防接種を実施した年月日（事故発生日）

事故に係る被接種者数

事故の概要と原因

市町村長の講じた事故への対応（公表の有無を含む。）

健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）

今後の再発防止策